2　申請の時期及び場所

⑴　定期申請　定期の一般競争（指名競争）参加資格の申請期間は令和４年12月１日から令和５年１月13日までの間（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く）とする。

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、インターネットの使用により、その本社（店）所在地にかかわらず、国土交通省が開設する次のホームページアドレスへアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。

（建設工事）

https://www.pqr.mlit.go.jp/

（測量・建設コンサルタント等業務）

https://www.pqrc.mlit.go.jp

なお、申請者（申請者が共同企業体である場合においては、その代表者。以下同じ。）が郵送又は持参により申請を行う場合、申請者は、本社（店）所在地（日本国内に本社（店）がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の都道府県に対応するブロック内の別記１に掲げる申請受付機関のいずれか１か所に対して、申請すること（郵送の場合は書留郵便とし、当日消印有効とする）。

（北海道ブロック）

北海道

（東北ブロック）

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

（関東甲信越ブロック）

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

（東海北陸ブロック）

富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

（近畿ブロック）

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

（中国ブロック）

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

（四国ブロック）

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

（九州沖縄ブロック）

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

⑵　随時申請　随時の一般競争（指名競争）参加資格の申請期間は令和５年１月14日から令和７年１月31日までの間（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く）、別記１に掲げる申請受付機関において郵送又は持参により申請を受け付ける。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、別記１に掲げる申請受付機関で交付するほか、以下の厚生労働省ホームページにおいて提供する。

https://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/sikaku/

⑵　申請書の提出方法　申請書には次の区分により必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて提出すること。

①　建設工事の場合

ア　営業所一覧表

イ　総合評定値通知書の写し（申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、審査基準日が、定期申請は令和３年６月16日以降のもの。記２⑵の随時申請は、申請をする日の１年７月前の日以降のものに限る。また、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類を併せて提出する。）

ウ　建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）

エ　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）

オ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３。以下同じ）の写し

カ　委任状（行政書士等の代理申請による場合）

②　測量・建設コンサルタント等業務の場合

ア　測量等実績調書

イ　技術者経歴書

ウ　営業所一覧表

エ　登記事項証明書又はこの写し（法人の場合）

オ　登録証明書等又はこの写し

カ　財務諸表類

キ　納税証明書の写し

ク　委任状（行政書士等の代理申請による場合）

なお、申請者が測量法に基づく測量業者の登録を受けた者である場合、測量法第55条の８の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写し、建設コンサルタント登録規程第７条、地質調査業者登録規程第７条又は補償コンサルタント登録規程第７条の登録業者である場合、各登録規定による現況報告書の副本の写しの提出があれば、上記のイからカの書類を省略することができる。ただし、現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。

⑶　申請書等の作成に用いる言語等　申請書及び添付書類は、日本語で作成されたものに限る。なお、外国語で記載してあるものについては、日本語の訳文を添付することとする。

4　競争に参加することができない者

⑴　予決令第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、一般競争に参加させないこととされた者。

⑶　建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に関し、法律上必要とする資格を有していない者。

⑷　建設工事について、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期申請にあっては、審査基準日が令和３年６月16日以降のもの、随時申請にあっては、審査基準日が申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る）を受けていない者。

⑸　申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者。

⑹　経営状況が著しく不健全であると認められる者。

5　競争参加者の資格及びその審査

⑴　資格審査は、建設工事を希望する者にあっては総合評定値通知書の総合評定値㈵を付与数値として、測量・建設コンサルタント等業務を希望する者にあっては別記２により算定した数値を付与数値として行う。

⑵　競争参加資格は、業種区分別に⑴の付与数値に基づいて、別記３により格付けする。

6　資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7　資格の有効期間

令和５年４月１日から令和７年３月31日までとする。

なお、記２⑵の随時申請の場合は、資格を付与された日から令和７年３月31日までとする。

8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧

厚生労働省ホームページにて公表する。

別記１　資格審査ブロック及び申請の受付機関

［掲載順序　資格審査ブロック　受付機関名　郵便番号　住所　電話番号］

01北海道ブロック

⑴　小樽検疫所総務課

〒047―0007 小樽市港町５－２小樽地方合同庁舎１階　電話0134―22―5234

⑵　北海道厚生局総務課

〒060―0808 札幌市北区北８条西２－１－１札幌第１合同庁舎８階　電話011―709―2311

⑶　北海道労働局総務部総務課

〒060―8566 札幌市北区北８条西２－１－１札幌第１合同庁舎９階　電話011―700―5451

02東北ブロック

⑴　仙台検疫所総務課

〒985―0011 塩竈市貞山通３－４－１塩釜港湾合同庁舎２階　電話022―367―8100

⑵　国立療養所松丘保養園庶務課

〒038―0003 青森市大字石江字平山19　電話017―788―0145

⑶　国立療養所東北新生園庶務課

〒989―4692 登米市迫町新田字上葉ノ木沢１　電話0228―38―2121